

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2473号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

わが国の二〇〇二年の合計特殊出生率は一・三一人である。合計特殊出生率とは一人の女性が一生涯に平均何人の子供を産むかの数値で、次世代につながる人口再生産の程度を示すものである。この数値が二・一を下回り、一・八を切ってしまうのは先進国に特徴的な現象である。しかし、わが国はやや落ちすぎなのではないか。

この急激な少子化の理由がよく分かっていない。「貧乏の子沢山」といわれたように、経済的に貧しく、生活環境が悪かった時代のほうが生まれてくる子供の数は多かった。妊娠・出産・育児をめぐる環境条件が改善され、耐久消費財の普及で家事労働が軽減され、高等教育が普及するとともに少子化が事実



「眺海の森」からの夕景(山形県松山町)

### 少子化への対策はあるか

千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌

として進行してきた。分かっているのは、どうやら、なかなか結婚しない男女が増え(非婚)、二五歳前に結婚し出産しない女性が増え、結婚年齢が高くなって子供を作っても一人(晩婚・晩産)という若い世代が増えたことである。あるいは時間と経費

点で出産・育児をそれ以外の活動と比較し、後者を選ぶ人が増えたからかもしれない。

次の国勢調査によって確実に人口減となる市町村は、交付税が人口をベースに配分されるだけに、それだ

けで交付税額が減少する。それは明らかでこれまでの少子化対策のあり方が問う側面を持っている。地域をどのように経営して、地域の活性化を図っていくかは若者は地域にとどまり、結婚し子供を生むだろうか。何が最も有効な手立てであろうか。それが見つからなければ、社会の営みを維持するため人口減をカバーする方策を考えなければならなくなる。人手不足を技術で補うのには限界がある。おそらく不足する人的サービス分野への外国人の採用が避けられないかもしれない。しかし、これは「新たな開国」であり、外国人との日常的な共存・協調を覚悟し、そのための特段の工夫を必要とするだろう。すでに、少子化の進行はそうした局面を迎えているのではないか。

もくじ

活 動	第28次地方制度調査会が発足 .....	(2)
政 策	売掛債権担保融資保証制度の利用促進に向けて = 中小企業庁 .....	(6)
情 報	カプセルNOW & NEW = オーナー制度情報 .....	(8)
随 想	町並づくりに思う .....	山形県松山町長 佐々木藤正.....(10)
情 報	政策レーダー .....	(11)



▲山本全国町村会長

# 第28次地方制度調査会が発足

## 道州制論議で山本全国町村会長が意見

内閣総理大臣の諮問機関である「第28次地方制度調査会」が3月1日に発足、その第1回総会が、小泉純一郎内閣総理大臣、麻生太郎総務大臣、福田康夫内閣官房長官ら出席のもと首相官邸で開かれた。本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）が委員に就任した。また調査会会長には、諸井虔氏（太平洋セメント（株）相談役）が選任された。

挨拶に立った小泉純一郎内閣総理大臣からは、三位一体改革を一層進展させ、「地方にできることは地方に」との認識で具体的な提言を示してもらいたいとする発言があった。そして、道州制や大都市制度のあり方などについて調査審議を求める諮問文が読み上げられ諸井会長に手渡された。調査会は今後2年間にわたり審議を行う。

総会では、冒頭で山本会長が仮議長に指名され、会長および副会長の互選手続きの進行役を務めた。協議の結果、調査会会長には、諸井虔・太平洋セメント（株）相談役が、副会長には小早川光郎東京大学教授が選任された。諸井会長の就任挨拶に続き、小泉純一郎内閣総理大臣から挨拶が述べられた。

### 小泉内閣総理大臣挨拶要旨

このたび第28次地方制度調査会が発足するにあたり委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。今後2年間、格別のご尽力をお願いいたします。就任以来、改革なくして成長なしという基本認識に立ち改革を進めております。地方分権につきましても現在地方公共団体が、より質的に充実した行政運営が行えるよう三位一体の改革を進めております。これを一層進展させる観点から、地方の自由度や裁量を拡大する方

活 動



▲小泉内閣総理大臣と諸井調査会長

(本ページ写真提供…時事通信社)



総理との懇談

総理との懇談では、石井正弘岡山県知事などから発言があった。

石井岡山県知事発言要旨

道州制のあり方についての議論では、国と地方の役割分担について抜本的に見直して頂き、国から地方へという地方分権改革の基本理念を踏まえ、国の持つ権限や税財源を大幅に地方に移譲するという認識が必要である。

このたびの三位一体改革に伴う国庫補助負担金の見直しについては、大半が義務的なものにとどまっており、我々の裁量の余地が広がっていない。また税源移譲については、いまだ基幹税の移譲がなされておらず十分な内容であり、知事会としては、全体的に非常に不満である。

地方交付税の大幅削減により、来年度の予算編成にあらゆる手を尽くしているが、このままでは17年度は予算編成が不可能な事態も予測される。膨大な事務事業を義務づけられていることを踏まえ、確実な財源保障をお願いする。

地方分権の推進にあつたては、地方の意見を十分反映して頂き、総理の強いリーダーシップのもと、今回のような混乱を招くことのないよう、三位一体改革の全体像と行程表を早急にお示し頂きたい。

(別掲 諮問文)

向でさらなる地方行財政の構造改革が必要であると思えます。道州制の導入や大都市制度の見直し、地方議会の活性化、さらには地方制度の弾力化など、「地方にできることは地方に」という基本方針のもと、十分なお時間をいただきまして具体的な改革の成果につなげていきたいと思えます。皆様方の活発なご議論と具体的にご提言を期待申し上げておりますのでよろしくお願い申し上げます。挨拶に続き、小泉総理大臣から諮問文(別掲参照)が読み上げられ、諸井会長に手渡された。

府企 第75号  
平成16年3月1日

地方制度調査会会長 殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方制度調査会設置法(昭和27年法律第310号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」その他最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求めらる。

## 活 動

▲麻生総務大臣



## 総務大臣との懇談

総務大臣との懇談では、山本文男会長（福岡県添田町長）をはじめ、山尹全国市議会議長会会長、滝実衆議院議員、中川圭一全国町村議会議長会会長が意見を述べた。山本会長の発言と、これに関連する麻生総務大臣の発言の概要は次の通り。

## 麻生総務大臣発言要旨

日本で一番小さな村は、八丈島の南70kmにある人口180人の青ヶ島村ですが、ここに人が住んでいるお陰で日本の国土は保たれ

ているわけで、竹島のようなことにはなりません。小さくても人がそこに存在していることが大切であり、幅広な観点から考えていかなければならないことです。

地方交付税の調整機能というのは、今後も維持せざるを得ないと思っています。税源は移譲されても対象となる企業や人がいない所に権限を移譲しても財源がありませんから、そういった所には交付税の制度というものは今後とも必要であります。

三位一体改革の行程表につきましては、4万人の削減とか、地方単独事業については、平成2年度

能を縮小するという話は、間違った考えであると思います。

仕事はたくさんやってくださいと言っておきながら、財源は保障しませんと言っているのと同じです。そんなことをやられたのでは、地方行政を進めていくことはできません。

そのほか、いろいろと申し上げておきたいことがございますが、特にお願いしたいのは、これからの議論の中で、私ども町村の意見を十分に聴いてください。そして聴いた意見を答申に盛り込んでください。そのことを最初にお願しておきたいと思っております。

## 山本全国町村会長発言要旨

第28次の地方制度調査会では道州制のあり方が審議テーマになっております。関連することで私どもがいつも申し上げていることですが、国の地方支分部局について十分に審議して頂きたいと思えます。地方分権の推進という観点から、地方支分部局による二重行政の弊をなくし行政の効率化を図ることを考えなくてはなりません。そこでこの際、地方支分部局の権限を都道府県に移してはいかがでしょうか。そうすれば、事務の手続きも便利になり効率化も高くな

なみにとか、一般行政経費については、今年度以上に増やさないでくださいとか、一応の目安ではありませんけれども、いろいろな意味で議論になると思います。

山本会長からお話がありました国の出先機関については、第27次地方制度調査会の答申の中で道州制に移行する場合、「国の地方支分部局の持つ権限は、例外的なものを除いて、道州制に移管する」ということになっております。ただこの点について一言申し上げたいのは、移行するまでの間、県の役人と国の役人がたぶん席を並べることになります。そして合併して一つになり、人員削減の際、気がついてみたら国だけが残って県は残っていないかった場合に、これを国の押しつけどとは言わないでください。選ぶのは知事であり地元で採用を担当する方ですから、優秀な人を採用した結果、国が8割、地方が2割になって、地方が8割も切られたのは問題だという話に必ずなります。これは、民間の合併でも同じことです。

また、道州制というのは、効率だけでなくいろいろな角度から検討する必要があります。効率だけで割り切れる話ではないと思います。ただ、204兆円に上る地方財政の赤字というのは何とかしなければいけないと思っています。このたびの市町村合併も、お金がなくな

活 動

▶地方六団体代表者



なったからという、税財政の問題からスタートするので話が矮小化されますが、本来は地方にできることを地方がするための行政能力や財政能力を基層としてしっかりさせることが基本だろうと思います。いずれにいたしましても財政のことを無視することはできませんので、いろいろな角度から真剣に取り組みたいと思っております。

その他の意見

佐々木衆議院議員

先ほど山本会長からもお話がありました。とにもかくにも地方

の意見を十分聴いてほしいというのは、本当に切実だと思います。

私の地元北海道でも合併問題で各自自治体は苦勞しています。町や村が合併してよくなるならいいんだが、今の合併特例法では合併を進めなければお金の面倒をみてくれないということ、現に交付金もどんどん減っています。本当は財政的にやっていけないのなら、どんなに人口が少なくて合併せず

にやっていきたいという気持ちを持っていくのは間違いありません。昨年、北海道の奈井江町では、子供にも投票権を与えて住民投票をやりましたが、子供の方が合併に反対の意見が多かったのです。こういうことをみても、そこに生まれたら、住んでいる人、あるいは町や村を作ってきた人たちが愛着を持っているのは間違いないことであり、財政的にやっていけないから合併するというのでは非常に消極的だと思っております。

地方自治というものを私たちはもう一度考え直さなければいけないと思います。我が国には地方があったけれども地方自治という概念は、今の憲法ができるまではありませんでした。しかし今の憲法の中でも十分活かされていないのではないかという気がします。

今の政府が第27次地方制度調査会の答申を受けてやるうとしていく合併というものは、どうしても

中央主導のように見えてなりません。もっと地方の実情を見て、理解する必要があります。形だけ合併してもいいようになるとは思えないし、また、バランスのとれた国の形になるとは思えません。いずれにしても、山本会長が言われたように地方の意思をできるだけ大事にしたいだきたいと思えます。

伊藤参議院議員

前次に引き続きこの調査会に出ていて、全国町村会長の言うことにもっとも同感します。もっと重く受け止める必要があると思えます。町村がだめになったら日本がだめになると思っております。

ただ、私は市町村合併に反対している訳ではなく、財政力や行政力から言っても、また、福祉や消防など住民の生活の安全という観点から、合併によって一定規模になることは重要だと思っております。一定の規模が必要だという一般的な認識と、個別に抱えている重要問題の整合をどこでとるのかという問題を考えるのが地方制度調査会ではないかと思えます。

審議の進め方

最後に学識経験者と臨時委員で構成される専門小委員会の設置が決まり、松本英昭(財)地方自治総合センター理事長が委員長に就任した。

第28次地方制度調査会委員名簿

(平成16年3月1日現在)

●学識経験者 18名

- 今村都南雄(中央大学教授)
- 岩崎美紀子(筑波大学教授)
- 薄井 信明(国民生活金融公庫総裁)
- 小幡 純子(上智大学教授)
- 小早川光郎(東京大学教授)
- 紺谷 典子(財)日本証券経済研究所主任研究員)
- 篠崎由紀子(㈱都市生活研究所代表取締役社長)
- 神野 直彦(東京大学教授)
- 世古 一穂(NPO研修・情報センター代表理事)
- 角田 マリ(マリ・クリスティーン(異文化コミュニケーション))
- 西野 萬理(明治大学教授)
- 長谷部恭男(東京大学教授)
- 浜田 広(㈱リコー会長)
- 林 宣嗣(関西学院大学教授)
- 松本 英昭(㈱自治総合センター理事長)
- 室谷 千英(神奈川県立保健福祉大学学副学長)
- 茂木友三郎(キッコーマン(株)社長)
- 諸井 虔(太平洋セメント(株)相談役)

●国会議員 6名

- 中馬 弘毅(衆議院議員)
- 滝 実(衆議院議員)
- 佐々木秀典(衆議院議員)
- 肥田美代子(衆議院議員)
- 吉村剛太郎(参議院議員)
- 伊藤 基隆(参議院議員)

●地方六団体 6名

- 石井 正弘(岡山県知事)
- 中畑 保一(愛媛県議会議長)
- 山出 保(金沢市長)
- 片山 尹(北九州市議会議長)
- 山本 文男(福岡県添田町長)
- 中川 圭一(京都府園部町議会議長)

●臨時委員 3名

- 貝原 俊民(財)阪神・淡路大震災記念協会理事長)
- 加藤 淳子(東京大学教授)
- 西尾 勝(国際基督教大学教授)

## 債券譲渡禁止特約の解除にご協力ください

# 売掛債権担保融資保証制度の利用促進に向けて

### 中小企業庁金融課

中小企業金融の円滑化、多様化を進めるため、経済産業省中小企業庁

では平成13年12月、中小企業者が売掛債権を担保に金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会から保証を受ける制度を創設し、利用促進に努めています。売掛債権は民間事業者のみならず、官公庁向けも対象ですが、債権譲渡禁止特約がついてい

ると本制度を利用できません。地方自治体では、依然、2割を超える町村が中小企業者との取引で債権譲渡を禁止しており、また、基本契約書に禁止特約をつけて個別に対応している町村の割合は4割を超えている状況です。本制度の趣旨をご理解の上、利用促進に向け、債権譲渡禁止の解除についてご協力をお願いします。

## 1、制度創設の背景

中小企業は、大企業に比べ自己資本が少なく、自社の経営状況のみならず、金融経済情勢の変化により資金調達が大きく左右されやすい傾向にあります。また、不動産価格が下落し続ける中において、従来の不動産担保に依存した資金調達からの

脱却、多様化が大きな課題となっています。

このため中小企業庁では、中小企業の保有する売掛債権が土地資産に匹敵するものの借入金の担保として十分に活用されていない状況に着目し、売掛債権担保融資保証制度(売債)を創設しました。

## 2、制度概要

本制度は、中小企業者が売掛債権を借入の担保として金融機関から融資を受ける際に信用保証協会から保証を受ける制度です。その際、売掛債権を担保として金融機関と信用保証協会に譲渡します(次ページ図参照)。借入の上限は1億1千1百万円となっており、根保証(1年間、借入・返済を繰り返すことが可能で、借入の度にごとに保証申し込みの必要がない方式)と、個別保証(借入の都度申し込みが必要な方式)があります。保証料率は0・85%。売掛債権ごとの借入上限額については、譲渡担保の対抗要件、売掛先の上場状況等に応じて担保評価が行われるため、売掛債権額に一定の評価率(掛け目)をかけることとなっています

が、更なる利用促進を図るため、去る2月23日から掛け目を引き上げ、官公庁向けについては上限を売掛金の90〜100%としたところです。

利用できる売掛債権は、官公庁を含む国内の事業者に対するもので、物品の売掛金債権のほか、工事請負代金債権、運送料債権、割賦販売代金債権、診療報酬債権等が対象となります。しかし、売掛先との間の基本取引契約などに債権譲渡を禁止する特約がある場合は、本制度を利用できません。

## 3、中小企業者の利用メリット

本制度の利用により、中小企業者は不動産担保に加え新たな担保活用之道を開くことから資金調達力がアップし、この新たな調達資金を使った事業展開が可能となります。また、従来、売掛金の入金まで待たざるを得なかった状況に比べ、資金繰りの改善が可能となります。更に、本制度を利用した融資のために別途返済資金を調達する必要はない、といった利点があります。

## 4、債権譲渡の承諾について

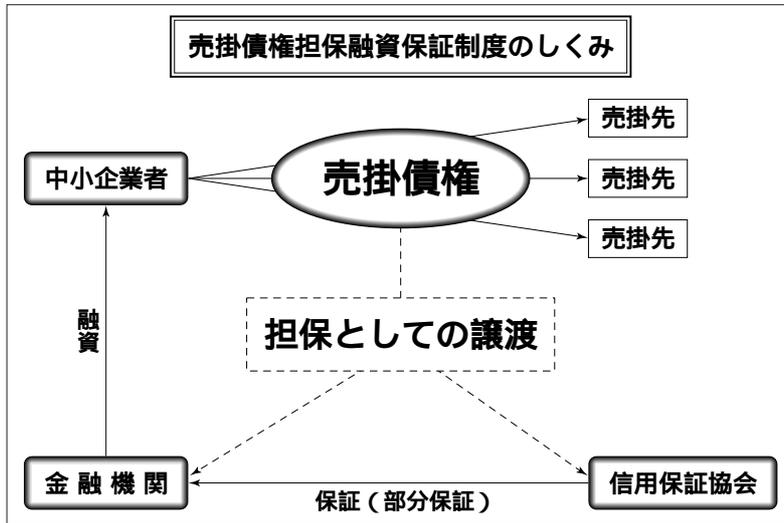
地域中小企業に上記のようなメリットをもたらす本制度も、中小企業者と地方自治体との基本取引契約の中に債権譲渡禁止特約がつけられている場合には、地方自治体向けの債権は、そのままでは利用できません。現在、約2割の町村が債権譲渡を禁止している状況にあり、中小企業者が本制度を利用するため地方自治体から承諾を得ようとしたところ断られたとの声も聞かれます。

譲渡禁止特約は、地方自治体側から見ると、債務支払の煩雑さを避ける、過誤払いを防ぐ、信用のおけない者からの取立を防ぐ、といった観点からつけられていると考えられます。本制度においては債権譲渡先が信用保証協会及び金融機関に限定されること、上記問題は生じないと考えられることから、地方自治体におかれては、制度利用を希望する中小企業者から要請があった場合には、速やかに債権譲渡の承諾をする対応をお願いします。

政府においては、平成14年7月に「平成14年度度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売債の利用促進に努めることとし、15年度においても同様の閣議決定を行っています。また、都道府県に対しても、物品・役務と工事請負代金に分け、協力を要請し、管内市町村への周知も要請しました。都道府県では、売債の物品・役務

政 策

売掛債権担保融資保証制度のしくみ



地域中小企業の金融を支援する本制度の趣旨をご理解頂き、利用促進に向け、町村におかれましては、譲渡禁止特約の部分解除にご協力をお願いいたします。

譲渡禁止の解除方法やどのように対応したらよいか解説したマニュアルも広く配布するとともに、中小企業庁ホームページに掲載していますのでご参照下さい。

「ただし書きを当該条項に追加することにより、譲渡禁止特約の部分解除が可能となります。」

の売掛債権の譲渡について、個別対応はありますが、禁止しているところはありません。

**5、部分解除の推進について**

債権譲渡禁止特約を使用している場合は、上記にとどまらず、債権譲渡禁止特約の見直しを行うことが強く望まれます。町村では、約4割が売債の個別対応として、中小企業者からの申し出があった場合に、譲渡の可否を決めることとしています。しかし、売債を使う場合には譲渡を認めるという部分解除が進展するこ

とにより、中小企業者は容易、かつ迅速に本制度を利用することが可能となります。

手続きとしては、中小企業者との基本取引契約書に「乙(中小企業者)は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲(町村)の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」という主旨の条項がある場合には、「ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りではない。」という主旨のただし書きを当該条項に追加することにより、譲渡禁止特約の部分解除が可能となります。

街が楽しいと、暮らしも楽しい。

上手伝えます、魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫 <http://www.jfm.go.jp/>

柳沢 なな

上・下水道  
交通  
病院  
住宅  
電気・ガス

情 報

カプセルNOW&NEW

オーナー制度情報

ふるさとオーナー

北海道 海上町

「童話村」をテーマにまちづくりを進めている町は、町内農産物を対象にした「ふるさとオーナー制度」を実施している。

じゃがいも株主(4100円など)、かぼちゃ株主(3400円)、スイートコーン茎主(3600円)、七面鳥の生肉か燻製が届けられる七面鳥オーナー(9000円など)、たけのこ、スイートコーン、かぼちゃ、とろろいも、じゃがいも、七面鳥が7月〜12月にかけて届けられる町ぐるみオーナー(2万4000円)の5種類で、4月〜6月末(七面鳥は7月末まで)に募集している。

滝上町農政課

015829 2111

香りのオーナー

秋田県 峰浜村

村は、ハーブ栽培専用の「うきうき農園」でハーブの種まき、収穫、加工等を体験する「香りのオーナー」を実施している。

1区画20坪で年会費は1万円。農作業は原則的にオーナーが行い、収穫したハーブはすべてオーナーのものとなる。随時募集している。

峰浜村農村振興課

0185(76)2111

有機農業オーナー

群馬県 甘楽町

有機農業を推進している町

は、「有機農業オーナー制度」を実施している。約20㎡の畑のオーナーになると、農業のエキスパートが栽培した20種類の有機野菜が直接届けられるシステムで、年会費は1万6000円。

農水省に登録された有機認証機関の検査を受け、「有機認定」を受けたじゃがいも、にんじん、キャベツ、だいこん、はくさいなどが、7月、10月、11月、12月、1月の年5回宅配される。受付期間は2月〜4月末。

また、栽培講習会や収穫感謝祭などに参加でき、有機農業が体験できる「甘楽ふるさと農園オーナー」(80㎡で1万6000円など)も実施している。

甘楽町産業振興課

0274(74)3131

ブナの森オーナー

長野県 奈川村

22世紀の森づくりに取り組んでいる村は、100年間伐採しないブナの森オーナー「野麦峠ぶなの森倶楽部」を実施している。ぶなの森づくりに親子3代にわたり参加できる見込みがあり、最低年1回森づくり作業に参加できる人が対象。会員期間は100年で、入会金5万円、年会費5000円。入会金、年会費はブナの森造成の経費として使用するほか、森づくりに関するイベント等の運営経費の一部として使用していく。

会員は、5月下旬に植林作業

業 7月下旬に下草刈り作業、9〜10月に秋の味覚を味わう集いなどに参加。活動組数は100組で、随時募集している。

奈川村観光課

0263(79)2121

千枚田オーナー

三重県 紀和町

10年前から棚田の復田に取り組んでいる町は、1340枚に達する「丸山・千枚田のオーナー」を実施している。

自然を愛し、農作業ができることなどが条件だが、耕作に從事できない場合は町が管理する。料金は1口約100㎡で3万円。オーナーには白米15kgや季節の野菜などが提供されるほか、交流施設が1泊1000円で優先的に利用できる。平成16年の募集は3月19日まで

紀和町産業建設課

05979(7)1116

うまし酒オーナー

奈良県 明日香村

財団法人明日香村地域振興公社は、棚田で育てられる酒米(山田錦)づくりから参加して、飛鳥川の伏流水で醸造される限定の純米大吟醸酒「さかた」を入手する「うまし酒オーナー」を実施している。

大吟醸酒(900ml)7本の「お酒コース」と大吟醸酒6本と新米5kgの「新米コース」があり、いずれも1口2万円。田植え、稲刈り、餅つき大会などに

参加し、11〜12月に新米や新酒2本、残りの吟醸酒は翌年10月に渡される。募集期間は2月までだが、追加募集もある。

明日香村地域振興公社

0744(54)9200

桃の木のオーナー

高知県 土佐町

土佐れいほく農業協同組合は、桃の木のオーナー「桃源郷オーナー制度」を実施している。

1年間、桃の木1本の所有者となり、実った桃はすべてオーナーのもの。果樹生産部会が管理し7月に収穫するが、収穫に來られない場合は宅配サービスもする。申込みは3月末まで。

土佐れいほく農業協同組合

0887(82)2803

桜・もみじの木のオーナー

鹿児島県 霧島町

町は、春と秋を彩る桜ともみじの植栽を促進し、民謡にうたわれている「花は霧島」実現に向けた地域づくりに取り組んでいくため、「ソメイヨシノ桜・もみじの木のオーナー」を実施している。

苗木、植栽作業、ネームプレート、施肥、管理費の代金として1口1万円。植栽場所は霧島神話の里公園内で、2月頃と11月頃の年2回植栽する。オーナーには年1回桜便りが送られる。

霧島町観光商工課

0995(57)1111

情報

農工の視点

食が変わる日

フリーライター 奥村理英

●食料依存の国ニッポン

何やら、食の世界が騒々しい。2003年末、米国牛の狂牛病(BSE)発症が報道されてすぐ、日本政府は米国牛の輸入停止措置をとった。

牛丼チェーン店の吉野家では、米国牛輸入再開のめどが立たずに、在庫が切れた2月中旬で牛丼の販売を中止した。輸入停止措置がとられた途端のこの事態は、普段、吉野家とはほとんど縁のない私にも少なからぬ驚きだった。早い、安い、うまいを実現するため、吉野家では使用牛肉の99パーセントを米国産にしていたというが、この一件は現代日本の食料事情を如実に表している。

わが国は世界最大の農産物純輸入国で、食料の半分以上を外国からの輸入に頼っている。1960年に82パーセントだった食料自給率は、現在ではわずかに約40パーセント。これは世界の先進国の中で最低水準だ。

食糧自給率が低下の一途を辿る要因の一つに、食生活の欧米化があげられる。要するに国内自給でまかないきれない肉類・油脂などを、日本人が多く取りすぎることがその一因というわけだ。吉野家が牛丼の代替え品としてカレー丼や焼き鳥丼を

売り出した矢先、追い打ちをかけるように鳥インフルエンザが発生。アジア各地で被害の広がる鳥インフルエンザの影響で、一部鶏肉の輸入が停止になり、鶏肉輸入の6割がストップした(2004年2月現在)。スーパーでは軒並み、国産肉の値段が急騰し始めた。

輸入牛の次が鳥ならば今度は豚が日本の食卓から消える日がくるのではないかと、危惧するのは私だけではないだろう。

●虫喰う人々

百億の人口に近づきつつある世界人口を思うとき、わが国のみならずそう遠くない将来の、世界的なタンパク源不足が懸念される。ところが世界各地には、動物肉に代わるタンパク源として、虫を常食する人々がいる。タイ、ラオス、ミャンマーの山岳地帯や中国の雲南省はアジア最大の食虫地帯で、この地域で日常的に食べられている昆虫は、100種近くにも及ぶ。また現在、世界中で食べられている虫は、なんと500種以上もあるらしい。食用昆虫は、スズメバチ、クモ類、アリ、コガネ虫、ゲンゴロウ、竹虫などから、果てはゴキブリまで、地域によつてさまざま。調理方法は生食、煮る、焼く、炒める、空揚げ、テンブラなどがある。

そもそも原始時代には、昆虫は日常的な食料だったとされている。虫を食べなくなったのは農耕、畜産や漁業の始まりによつて、虫に代わるタンパク質が得られるようになったことが原因で、虫がますます嫌われたというわけではない。

日本でも庶民がイナゴ、タガメ、

ゲンゴロウなどを、煮る、焼く、でんぶにするといつたさまざま調理法で常食していたことが江戸時代以降の文献には残されている。

イナゴといえば、現在でもわが国で甘露煮や佃煮が、大手スーパー、百貨店などで売られているなじみの深い食用昆虫だ。その64パーセントがタンパク質のイナゴは、ミネラルの豊富な健康食品としても注目される。

●肉に劣らぬ優良タンパク源

概して昆虫は、タンパク質、脂肪、必須アミノ酸、ビタミン、ミネラルを豊富に含み、その優れた栄養価が肉類に劣らないことも証明されているし、一説によれば体液に有毒成分を含む種類以外のほとんどの虫は、工夫次第で食べることが可能らしい。それが本当たとすれば、虫は来るべき食料難時代の、肉に代わる優良タンパク源だ。

インターネットで検索すると、日本にも虫を食べる人々が多いことに気づかされる。あるサイトでは、虫を食べるのが好きな人たちが集い、いろいろの昆虫を食材にした料理を作り出し、研究発表をしている。モニターに映る、彩りも鮮やかなタガメ入り野菜炒めやミルワーム(コムシタマシ)入り焼きそばに、私の目は点になってしまったが、食べてみたいと思うような料理もいくつかあった。

先ごろの農林水産省の意識調査では、国民の9割が食料需給に不安を覚え、海外への食料依存に危機感を抱いているという。

日本の食卓に虫料理があがる日も、いつか本当に来るのかもしれない。

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国23か所)

随 想

町並づくりについて思う



山形県 松山町 町長 佐々木 藤正



松山町は、山形県の北西部、庄内平野の東部に位置し、北には秀峰鳥海山、南には月山を主峰とする出羽三山を眺めることができ、吾妻山を源流とする最上川が、県内陸部を貫通し、庄内平野を流れ日本海に入るが、その右岸に沿った細長い地形の町である。町の東

側に位置する出羽丘陵地帯は、庄内平野を一望し、その向こうには日本海や飛鳥を眺めることができ、町の中心部は東経一三九・五七度、北緯三八・五一度に位置しており、町の広さは南北約一六キロメートル、東西約四キロメートルで町の総面積は四二・九二平方キロメートルである。

松山町は、昭和三十年一月一日、隣接する上郷村、松嶺町、内郷村の一町二村の合併によりできた町である。江戸時代には、庄内藩主酒井忠勝氏から分封された松山藩主酒井忠恒(忠勝の三男)の所領で二万石の城下町として発達した。後年、桐生五千石が増加され、二万五千石となり、幕末の戊辰戦争、明治の改革、昭和の合併を経て現在に至り、町の中央部に当たる松嶺地区の旧松山藩本丸跡には、大手門や当時の町並が残って



歴史公園

いる。

このように残された文化遺産や、城下町としてのイメージを大事にしなが、中、長期的な町並整備計画を進め、前任の土方町長時代からの成果が評価され、昭和六十三年美しい街並み賞山形経済同友会大賞、平成元年ふるさと手づくり郷土賞「歴史を生かした街並30選」、平成二年人間道路会議賞大賞、平成五年やまがた景観デザイン賞知事賞等多くの賞をいただきました。

町並保存とともに、町には多くの有形、無形の文化財が引き継がれています。松山能、武者行列、松山藩萩野流砲術等伝承、保存をしておかなければならないものが数多くあり、町民の協力がなければできないと考えています。



總光寺のきのこ杉

恵まれた自然環境の中で、出羽丘陵地帯には、森林学習展示館、天体観測施設等を配置した森林公園「眺海の森」があります。眼下には最上川の流れや庄内平野、その先に広がる日本海、日本海に入る夕日の景観(表紙写真)は、ここを訪れる人たちに感動を与えてくれます。景色を眺めるだけでなく、森林の中の散策、自然の観賞、伝統芸能の鑑賞など、多目的に来られる人たちが多くなっている様に思います。

今、全国各地で市町村の合併について、協議・検討が進められております。合併座談会の中で、住民の皆さんから、行政の区域が大きくなることによって、これまでの地域の特性や存在が無くなるのではないかとの声が聞かれます。最近、「三位一体」の改革のもとに財政問題が先行していると思えます。市町村合併は、本来の合併協議のもとに進められるべきだと思います。

私の町も今、一市四町での合併協議が進められております。合併後の新しい「まちづくり」の中でも、地域の個性は持ち続けたいものです。それには、その地域に住む皆さんの協力が、不可欠であると考えます。今後継続して、町づくり、町並づくり推進に、努力をしていかなければと考えるこの頃です。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## ダム撤退時の費用負担方法決定

政府は、最近の水資源の需給を巡る状況変化を踏まえ、国が設置・管理する特定多目的ダムについて、地方自治体や民間企業などがダム事業から撤退する場合の費用負担方法を定めた「特定多目的ダム法施行令及び河川法施行令の一部を改正する政令」を二月二十五日に公布、施行した。

独立行政法人水資源機構のダム事業等については、撤退時の費用負担方法が昨年十月に定められているものの、国の設置・管理する多目的ダムについては特段の規定が設けられていなかった。

同政令では、多目的ダム事業が縮小された場合又は全てのダム使用権の取得予定者が事業から撤退し、基本計画が廃止された場合、ダム使用権取得予定者が負担する費用の算出方法について、事業の縮小により減少する支出額は、ダムの建設に要する費用と縮小後のダムが有する効用と同等の効用を有するダムの建設に要する推定の費用との差額とする。基本計画の廃止により減少する支出額は、当該基本計画の廃止に係るダムの建設に要する費用と、廃止までの間に建設したダムのうち、治水関係用途に供することが出来る」と認められる部分の建設に要する推定の費用との差額とする等を掲げている。

また、流況調整河川管理施設についても同様としている。

## 平成十四年度の地方財政の状況まとめ

総務省は、平成十四年度の地方財政の現況をまとめ、公表した。決算規模は、歳出については、普通建設事業費を中心に投資的経費が減少したこと、歳入については、地方税の減少及び普通建設事業費の財源となる国庫支出金が減少したこと等により、歳入、歳出とも三年連続で減少している。町村では、歳入総額が対前年度比二・八%減の十三兆二、九四九億円、歳出総額が同比一・六%減の十一兆八、一七七億円となつている。

歳入の内訳を見ると、地方税が同比六・一%減の三三兆三、七八五億円、地方交付税が同比四・〇%減の十九兆五、四四九億円、国庫支出金が同比九・五%減の十三兆一、七四八億円と減少した一方、地方債は、臨時財政対策債の発行等により、十三兆三、一八六億円(同比十二・七%増)と大幅に増加している。歳出については、行政改革等に伴い人件費(同比一・七%減)は減少したが、扶助費(同比四・一%増)及び公債費(同比一・七%増)が増加したため、義務的経費は同比〇・一%増の四六兆一、七三二億円となつている。また、投資的経費は、厳しい財政状況を反映して、大部分を占める普通建設事業費が同比七・六%減となつたため、同比七・八%減の二兆一、八八〇億円となつている。

このほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、過去最高の九〇・三%となり、財政の硬直化は一段と進んでいる。

## 「森林と生活に関する世論調査」を公表 内閣府

内閣府は、この程、「森林と生活に関する世論調査」を公表した。同調査は、全国の成人三、〇〇〇人を対象に、森林への親しみ、森林の利用頻度・目的、森林に期待する役割と今後の森林づくりの方向性、木材利用を希望する度合い、地球環境問題と森林について政府が取り組むべき施策、森林・林業行政に対する要望・などを聞いたもので、有効回答率は七〇%。

調査結果の主な特徴として、これからの森林整備のあり方については、「森林はたとえ経済効率に合わなくとも、国土保全、災害防止などの公益的機能を重視して整備すべき」(七四・四%)の回答が多かつたこと、森林に期待する役割としては、「洪水などの災害防止」(四九・九%)が最も高く、「CO2吸収による温暖化防止」(四二・三%)がこれに続いたことに加え、地球温暖化防止対策としての森林整備の推進に必要な負担については、「国民全体で負担する」(四〇・五%)、「温室効果ガスを排出する割合に応じて企業や国民が負担する」(二九・七%)等の回答が多く、「新たな負担を求めずに、できる範囲のことをすればよい」(一六%)を大幅に上回ったこと等が挙げられる。

林野庁では、同調査の結果を新たな施策の展開や、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進等の参考資料として広く活用することとしている。

# くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、  
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は  
多くの皆様にご利用いただいております。  
静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。  
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による  
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

- 町村主催の各種行事に
- 自治大学校などの交友会に
- 職員旅行・家族旅行に
- 小・中学校の東京での行事参加に

## やすらぎを大切に客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、  
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

ご予約・お問い合わせは



## 都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。  
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】  
 ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分  
 ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
 ■タクシー 東京駅から約20分

- 東京観光地へのアクセスガイド
- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
  - 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
  - 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
  - 東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
  - 東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。